

特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドラインの一部改正について（案）

令和2年〇月〇日
内閣総理大臣決定

特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>《留意事項》 [略] ＜当該原本が現に使用されている場合＞ ○ 第11条第1項第3号の当該原本が現に使用されている場合の具体例として、第23条に基づく展示会開催、第24条に基づく他機関等への貸出、第27条に基づく移管元行政機関等の利用等が考えられ、それぞれの期間中は利用に供することができない。ただし、利用に供することが困難な期間の事前の周知等、利用者の利便性に配慮した対応が求められる。</p> <p>[第12条・第13条 略] (第三者に対する意見提出機会の付与等) 第14条 [略] 2 館は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文</p>	<p>《留意事項》 [同左] ＜当該原本が現に使用されている場合＞ ○ 第11条第1項第1号の当該原本が現に使用されている場合の具体例として、第23条に基づく展示会開催、第24条に基づく他機関等への貸出、第27条に基づく移管元行政機関等の利用等が考えられ、それぞれの期間中は利用に供することができない。ただし、利用に供することが困難な期間の事前の周知等、利用者の利便性に配慮した対応が求められる。</p> <p>[第12条・第13条 同左] (第三者に対する意見提出機会の付与等) 第14条 [同左] 2 館は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文</p>

書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が行政機関情報公開法第5条第1号口若しくは第2号ただし書に規定する情報（独立行政法人等から移管を受ける施設の場合は、独立行政法人等情報公開法第5条第1号口若しくは第2号ただし書に規定する情報）に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次の各号に掲げる事項を書面又は電子情報処理組織（館の使用に係る電子計算機と通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により通知して、法第18条第2項に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 一 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称
- 二 利用請求の年月日
- 三 法第18条第2項の規定を適用する理由
- 四 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- 五 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 館は、特定歴史公文書等であって法第16条第1項第1号ハ又はニに該当するものとして同法第8条第3項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長に対し、次の各号に掲げる事項を書面又は電子情報処

書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が行政機関情報公開法第5条第1号口若しくは第2号ただし書に規定する情報（独立行政法人等から移管を受ける施設の場合は、独立行政法人等情報公開法第5条第1号口若しくは第2号ただし書に規定する情報）に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知して、法第18条第2項に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 一 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称
- 二 利用請求の年月日
- 三 法第18条第2項の規定を適用する理由
- 四 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- 五 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 館は、特定歴史公文書等であって法第16条第1項第1号ハ又はニに該当するものとして同法第8条第3項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知し

理組織を使用する方法により通知して、法第 18 条第 3 項に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。

- 一 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称
- 二 利用請求の年月日
- 三 利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させようとする理由
- 四 利用請求に係る特定歴史公文書等に付されている法第 8 条第 3 項の規定による意見の内容
- 五 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

4 館は、第 1 項又は第 2 項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、館は、その決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、法第 18 条第 4 項の規定に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面又は電子情報処理組織を使用する方法により通知しなければならない。

《留意事項》

[略]

＜意見提出機会の付与＞

て、法第 18 条第 3 項に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。

- 一 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称
- 二 利用請求の年月日
- 三 利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させようとする理由
- 四 利用請求に係る特定歴史公文書等に付されている法第 8 条第 3 項の規定による意見の内容
- 五 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

4 館は、第 1 項又は第 2 項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、館は、その決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、法第 18 条第 4 項の規定に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

《留意事項》

[同左]

＜意見提出機会の付与＞

[略]

- 館は、第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることについて反対意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、館は、その決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、法第18条第4項に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日（その日以降に利用できる旨）を書面又は電子情報処理組織を使用する方法により通知しなければならない（様式例：別添4）。

（利用決定）

第15条 [略]

- 4 館は、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることができる。この場合において、館は、利用請求があった日から30日以内（第10条第5項の規定による補正に要した日数を除く。）に、利用請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法により通知しなければならない。

[同左]

- 館は、第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることについて反対意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、館は、その決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、法第18条第4項に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日（その日以降に利用できる旨）を書面により通知しなければならない（様式例：別添4）。

（利用決定）

第15条 [同左]

- 4 館は、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることができる。この場合において、館は、利用請求があった日から30日以内（第10条第5項の規定による補正に要した日数を除く。）に、利用請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 本規定を適用する旨及び理由
 - 二 残りの部分について利用決定をする期限
- [略]

[略]

《留意事項》

[略]

＜利用決定の延長＞

[略]

○ また、館は国民一般に対して特定歴史公文書等を利用に供する施設であり、特定の利用請求に係る事案の処理により、他の利用請求の処理や利用制限事由に係る事前審査の作業が滞るようなことがあってはならない。そこで、このように特定の利用請求が他の利用請求者の円滑な利用を阻害しないようにするため、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であり、利用請求があった日から 60 日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、特別に例外的な措置として、相当の部分につき 60 日以内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をする措置を講ずることが認められる。この場合には、利用請求があった日から 30 日以内に、利用請求者に対し、特例を利用する理由及び残りの部分について利用決定する期限を書面又は電子情報処理組織を使用する方法により通知しなければならない（様式例：別添 6）。

- 一 本規定を適用する旨及び理由
 - 二 残りの部分について利用決定をする期限
- [同左]

[同左]

《留意事項》

[同左]

＜利用決定の延長＞

[同左]

○ また、館は国民一般に対して特定歴史公文書等を利用に供する施設であり、特定の利用請求に係る事案の処理により、他の利用請求の処理や利用制限事由に係る事前審査の作業が滞るようなことがあってはならない。そこで、このように特定の利用請求が他の利用請求者の円滑な利用を阻害しないようにするため、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であり、利用請求があった日から 60 日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、特別に例外的な措置として、相当の部分につき 60 日以内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をする措置を講ずることが認められる。この場合には、利用請求があった日から 30 日以内に、利用請求者に対し、特例を利用する理由及び残りの部分について利用決定する期限を書面により通知しなければならない（様式例：別添 6）。

[略]

<利用決定の通知>

[略]

- 遠隔地の請求者に対して利用決定通知書を郵送により送付する場合の送料に関しては、①具体的な額、②納付方法についてそれぞれの館で整理し、必要に応じて利用請求者に示せるようにしておくものとする。納付方法については、基本的には、必要な送料分の郵便切手等を同封してもらう、あらかじめ納付先の銀行口座を通知等しておき、利用請求書の提出後速やかに当該口座に送金してもらうなど、利用請求の時点で納付してもらうこととする。納付された額が必要額よりも少なかった場合は、利用請求者に対し、不足分を追加で納付するよう求める。館の個別事情等によりこれらにより難しい場合には、他の方法（例：着払い）でもやむを得ない。

[略]

- 利用請求者は、原則として利用決定通知があった日から30日以内に利用の方法申出書に必要事項を記載して提出する必要がある。この場合の30日とは、利用請求者が利用決定通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、特定歴史公文書等の利用の方法申出書を発信すれば足りる。郵送の場合、一般的には、日本国内であれば、館が利用決定通知書を発出してから2～3日程度で、当該利用決定通知があったことを知りうる状態になるものと考えられる。

[同左]

<利用決定の通知>

[同左]

- 遠隔地の請求者に対して利用決定通知書を送付する場合の送料に関しては、①具体的な額、②納付方法についてそれぞれの館で整理し、必要に応じて利用請求者に示せるようにしておくものとする。納付方法については、基本的には、必要な送料分の郵便切手等を同封してもらうなど、利用請求の時点で納付してもらうこととする。郵便切手等の額が必要額よりも少なかった場合は、利用請求者に対し、不足分を追加で納付するよう求める。館の個別事情等によりこれらにより難しい場合には、他の方法（例：着払い）でもやむを得ない。

[同左]

- 利用請求者は、原則として利用決定通知があった日から30日以内に利用の方法申出書に必要事項を記載して提出する必要がある。この場合の30日とは、利用請求者が利用決定通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、特定歴史公文書等の利用の方法申出書を投函すれば足りる。一般的には、日本国内であれば、館が利用決定通知書を発出してから2～3日程度で、当該利用決定通知があったことを知りうる状態になるものと考えられる。

[略]

《留意事項》

[略]

＜諮問義務の例外＞

[略]

- ② 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）審査請求人の主張を全面的に認めるケースであり、諮問する必要性が乏しいためである。ただし、第三者意見照会（第14条参照）において反対意見書が提出された場合は、反対利害関係人が存在することが明らかであり、紛争の一次的解決を図る趣旨から（利用を認めてしまえば、反対利害関係人は訴訟を提起する可能性がある。）、諮問が必要となる。

[略]

《留意事項》

[略]

＜検索機能、レファレンスの充実＞

[略]

- こうしたレファレンスを行うための知識は、館の重要な資源であり、一部の担当者に偏って知識が蓄積されることにならないよう、日常業務の一環として明確に位置付け、人事異動の際

[同左]

《留意事項》

[同左]

＜諮問義務の例外＞

[同左]

- ② 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）審査請求人の主張を全面的に認めるケースであり、諮問する必要性が乏しいためである。ただし、第三者意見照会（第14条参照）において反対意見書が提出された場合は、反対利害関係人が存在することが明らかであり、紛争の一次的解決を図る趣旨から（利用を認めてしまえば、反対利害関係人は訴訟を提起する可能性がある。）、諮問が必要となる。

[同左]

《留意事項》

[同左]

＜検索機能、レファレンスの充実＞

[同左]

- こうしたレファレンスを行うための知識は、館の重要な資源であり、一部の担当者に偏って知識が蓄積されることにならないよう、日常業務の一環として明確に位置付け、人事異動の際

<p>にもきちんと引き継がれるよう、館としてしかるべく体制を整えるものとする。また、一部の者の在・不在にかかわらず一定の内容の説明ができるように検索機能の充実（例：資料群の来歴・構造に関する情報の付与）にも努めるものとする。</p> <p>○ <u>レファレンス申込みは、閲覧室で受け付けるほか、遠隔地からの申込みの便宜のため、情報通信技術を利用した申込み方法等も積極的に用意することが望まれる。</u></p>	<p>にもきちんと引き継がれるよう、館としてしかるべく体制を整えるものとする。また、一部の者の在・不在にかかわらず一定の内容の説明ができるように検索機能の充実（例：資料群の来歴・構造に関する情報の付与）にも努めるものとする。</p> <p>[加える。]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

別添 2-1、別添 2-2 及び別添 2-3 中「（国立公文書館等の長） 印」を「（国立公文書館等の長）」に改める。

別添 3-2 中「移管元行政機関の長 印」を「（移管元行政機関の長）」に改める。

別添 4、別添 5、別添 6、別添 7、別添 9 及び別添 10 中「（国立公文書館等の長） 印」を「（国立公文書館等の長）」に改める。

附 則

この決定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

特定歴史公文書等利用請求書

令和 年 月 日

(国立公文書館等の長) 殿

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名) 住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)
〒 TEL ()
e-mail

連絡先：(連絡先が「氏名又は名称」欄に記載された本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号・e-mail)

公文書等の管理に関する法律第 16 条の規定に基づき、下記のとおり特定歴史公文書等の利用を請求します。

記

No.	識 別 番 号	目 録 に 記 載 さ れ た 特 定 歴 史 公 文 書 等 の 名 称	利 用 方 法
1			<input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (通)
2			<input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (通)
3			<input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (通)
4			<input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (通)
5			<input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (通)
写しの作成方法	文 書 又 は 図 画	<input type="checkbox"/> 用紙への複写 (A4・B4・A3) [No.] <input type="checkbox"/> スキャニング等によるデジタル化 (CD-R・DVD-R) [No.] <input type="checkbox"/> その他の方法 () [No.]	
	電 磁 的 記 録	<input type="checkbox"/> 電磁的記録の印画 (A4・B4・A3) [No.] <input type="checkbox"/> 電磁的記録の複写 (<input type="checkbox"/> 可搬媒体への複写を希望する CD-R・DVD-R) [No.] <input type="checkbox"/> その他の方法 () [No.]	
写しの交付の方法		<input type="checkbox"/> 館において交付 <input type="checkbox"/> 郵送 (送付先) <input type="checkbox"/> その他の方法 ()	

(注) e-mailについては、電子メール以外の方法による利用決定通知等の送付を希望する場合は記入不要です。

(注) 利用請求時に利用の方法 (写しの交付の場合は、併せて写しの作成方法及び交付の方法) を選択し、利用決定後も変更がない場合は、その旨を下記担当まで連絡することにより、利用の方法申出書の提出を省略することができます。

(注) 写しの作成方法及び部数については、写しの交付による利用を希望する場合のみ記入してください。

〇〇〇 第〇〇〇 号
令和〇 年〇 月〇 日

（第三者） 様

（国立公文書館等の長）

特定歴史公文書等の利用請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の特定歴史公文書等について、公文書等の管理に関する法律第16条第 1 項の規定に基づく利用請求があり、当該特定歴史公文書等について利用決定を行う際の参考とするため、同法第18条第 1 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該特定歴史公文書等を利用させることにつき御意見があるときは、添付した「特定歴史公文書等の利用請求に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

利用請求のあった特定歴史公文書等の名称	
（識別番号）	
利用請求の年月日	令和 年 月 日
当該特定歴史公文書等に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課室名） （連絡先）
意見書の提出期限	令和 年 月 日（ ）

* 本件連絡先

〇〇課〇〇係 （担当者名）（内線： ）
電 話： F A X：

e-mail：

〇〇〇 第 〇〇〇 号
令和 〇 年 〇 月 〇 日

（第三者） 様

（国立公文書館等の長）

特定歴史公文書等の利用請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の特定歴史公文書等について、公文書等の管理に関する法律第 16 条第 1 項の規定による利用請求があり、利用決定を行いたいと考えています。

つきましては、同法第 18 条第 2 項の規定に基づき、御意見を伺いますので、当該特定歴史公文書等を利用させることにつき御意見がある場合は、添付した「特定歴史公文書等の利用請求に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

利用請求のあった特定歴史公文書等の名称	
（識別番号）	
利用請求の年月日	令和 年 月 日
法第 18 条第 2 項の規定を適用する理由	
当該特定歴史公文書等に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課室名） （連絡先）
意見書の提出期限	令和 年 月 日（ ）

* 本件連絡先

〇〇課〇〇係
電 話：

（担当者名）（内線： ）

F A X：

e-mail：

〇〇〇 第 〇〇〇 号
令和 〇 年 〇 月 〇 日

（移管元行政機関の長） 様

（国立公文書館等の長）

特定歴史公文書等の利用請求に関する意見について（照会）

公文書等の管理に関する法律第 16 条第 1 項第 1 号ハ又は二に関する情報が記録されている下記の特定歴史公文書等について、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき利用請求があり、利用決定を行いたいと考えています。

つきましては、同法第 18 条第 3 項の規定に基づき、御意見を伺いますので、当該特定歴史公文書等を利用させることにつき御意見がある場合は、添付した「特定歴史公文書等の利用請求に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

利用請求のあった特定歴史公文書等の名称 (識別番号)	
利用請求の年月日	令和 年 月 日
当該特定歴史公文書等に付されている法第 8 条第 3 項の規定による意見の内容	
当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をする理由	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	令和 年 月 日 ()

* 本件連絡先

〇〇課〇〇係 (担当者名) (内線:)

電 話:

F A X:

e-mail:

令和〇年〇月〇日

特定歴史公文書等の利用に関する意見書

（国立公文書館等の長） 殿

（ふりがな）

氏名又は名称： _____

（法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名）

住所又は居所： 〒 _____

（法人等にあつてはその主たる事務所等の所在地）

連絡先（電話番号）：

（ e-mail ）： _____

令和 年 月 日付けで照会のあつた特定歴史公文書等の利用について、下記のとおり意見を提出します。

記

照会のあつた特定歴史 公文書等の名称	
（識別番号）	
利用についての御意見	※ 1 意見はない。又は支障（不利益）はない。 2 利用されると支障（不利益）がある。 （1）支障（不利益）がある部分 （2）支障（不利益）の具体的内容
連絡先 （担当課、電話番号等）	

※ 1又は2のうち該当する番号に○印を付して下さい。2を選択された場合は、支障（不利益）がある部分及びその具体的内容も記載して下さい。

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

特定歴史公文書等の利用に関する意見書

（国立公文書館等の長） 殿

（移管元行政機関の長）

令和 年 月 日付で照会のあった特定歴史公文書等の利用について、下記のとおり意見を提出します。

記

照会のあった特定歴史公文書等の名称 (識別番号)	
利用についての御意見	※ 1 特に意見はない。 2 意見がある。 (1) 意見がある部分 (2) 意見に係る具体的理由
連絡先 (担当課、電話番号等)	

※ 1又は2のうち該当する番号に○印を付して下さい。2を選択された場合は、支障（不利益）がある部分及びその具体的内容を記載して下さい。

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

特定歴史公文書等の利用決定について（通知）

（反対意見書を提出した第三者）様

（国立公文書館等の長）

（あなた、貴社等）から令和〇年〇月〇日付けで「特定歴史公文書等の利用に関する意見書」の提出がありました特定歴史公文書等については、下記のとおり利用に供することとしましたので、公文書等の管理に関する法律第18条第4項の規定に基づき通知します。

記

- 1 利用に供することとした特定歴史公文書等の名称
- 2 利用に供することとした理由
- 3 利用に供する日

* 本件連絡先

〇〇課〇〇係

（担当者名）（内線）

電 話：

F A X：

e-mail：

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に〇〇〇に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として、〇〇〇裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

利用決定の期限の延長について（通知）

（利用請求者） 様

（国立公文書館等の長）

令和〇年〇月〇日付けの特定歴史公文書等の利用請求については、〇〇館利用等規則第15条第3項の規定（30日以内の延長）を適用し、下記のとおり、利用決定の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 利用請求のあった特定歴史公文書等の識別番号・名称（※館の判断により識別番号の記載のみでも可）
- 2 延長後の期限
- 3 延長の理由

* 本件連絡先

〇〇課〇〇係

電話:

（担当者名）（内線）

FAX:

e-mail:

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

利用決定の期限の特例の適用について（通知）

（利用請求者） 様

（国立公文書館等の長）

令和〇年〇月〇日付けの特定歴史公文書等の利用請求については、下記のとおり、〇〇館利用等規則第15条第4項の規定（利用決定の期限の特例）を適用することとしましたので通知します。

記

- 1 利用請求のあった特定歴史公文書等の識別番号・名称（※館の判断により識別番号の記載のみでも可）
- 2 第15条第4項の規定（利用決定の期限の特例）を適用することとした理由
- 3 利用決定する期限
（〇月〇日までに可能な部分について利用決定を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに利用決定する予定です。）

△ 月 △ 日（ ）

* 本件連絡先

〇〇課〇〇係

（担当者名）（内線）

電話：

F A X：

e-mail：

特定歴史公文書等利用決定通知書

(利用請求者) 様

(国立公文書館等の長)

令和〇年〇月〇日付けで請求のありました特定歴史公文書等の利用について、公文書等の管理に関する法律第 16 条の規定に基づき、下記のとおりとすることとしましたので通知します。

記

- 1 原本を利用に供する特定歴史公文書等の識別番号・名称（※館の判断により識別番号の記載のみでも可）
及び利用制限を行う部分があればその理由
- 2 写しを利用に供する特定歴史公文書等の名称、原本の利用を認めない理由
及び利用制限を行う部分があればその理由
- 3 利用を認めないこととした特定歴史公文書等の識別番号・名称及び利用を認めない理由

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に〇〇〇に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に、国を被告として、〇〇〇裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

4 利用の方法

(1) 利用の方法

特定歴史公文書等の識別番号・名称 (※館の判断により識別番号の記載のみ でも可)	利用の方法	写しを送付する 場合の準備日数

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

* 本件連絡先

〇〇課〇〇係 (担当者名) (内線)

電 話:

F A X:

e-mail:

特定歴史公文書等の利用の方法申出書

(国立公文書館等の長) 殿

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号
e-mail

特定歴史公文書等の利用について、下記のとおり申出をします。

記

1 利用決定通知書の番号等

日付
* 文書番号

2 求める利用の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに〇印を付してください。

* 特定歴史公文書等の識別番号・名称 (※館の判断により識別番号の記載のみでも可)	種類・量	利用の方法	
		1	①全部 ②一部()
		2	①全部 ②一部()
		3	①全部 ②一部()

3 利用を希望する日

4 写しの送付の希望の有無 (有 : (郵送による場合) 同封する郵便切手の額 円)
無

* 本件連絡先

〇〇課〇〇係 (担当者名) (内線)

電話:

FAX:

e-mail:

諮 問 書

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

公文書管理委員会 御中

(国立公文書館等の長)

公文書等の管理に関する法律第 16 条の規定に基づく利用決定について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 21 条の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る特定歴史公文書等の名称	
2 審査請求に係る利用決定 (利用決定の種類) <input type="checkbox"/> 全部利用 <input type="checkbox"/> 一部利用 (該当利用制限事由又は複製物の利用) <input type="checkbox"/> 利用を認めない旨の決定 (該当する利用制限事由)	(1) 利用決定の日付、記号番号 (2) 利用決定をした者 (3) 利用決定の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	①特定歴史公文書等利用請求書(写し) ②特定歴史公文書等利用決定通知書(写し) ③審査請求書(写し) ④理由説明書 ⑤利用に供した特定歴史公文書等(写し) ⑥その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名 電話、住所、e-mail等	

注1) 2の「(利用決定の種類)」については、該当する利用決定の口をチェックすること。
また、一部利用決定又は利用を認めない旨の決定の場合には、公文書管理法上の該当条項を記載すること。

注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」「全部利用に供することが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。

(審査請求人等) 様

(国立公文書館等の長)

公文書管理委員会への諮問について (通知)

公文書等の管理に関する法律第 16 条の規定に基づく利用決定に対する次の審査請求について、同法第 21 条の規定により公文書管理委員会に諮問したので、同法第 22 条の規定により通知します。

1 審査請求に係る特定歴史公文書等の名称	
2 審査請求に係る利用決定	
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮問日・諮問番号	令和〇年〇月〇日・△〇諮問〇〇号

* 本件連絡先

〇〇課〇〇係

(担当者名) (内線)

電 話:

F A X:

e-mail:

注 1) 「2 審査請求に係る利用決定」の欄については、利用決定の日付・記号番号、利用決定した者、利用決定の種類 (利用決定、部分利用決定又は利用を認めない旨の決定) を記載すること。

注 2) 4 の「諮問番号」は、公文書管理委員会が付す番号である。

特定歴史公文書等の行政機関等利用申込書

1. 区分及び年月日（該当箇所の□にチェックしてください。）

- 利用請求（令和 年 月 日）
- 利用日（令和 年 月 日）
- 返却（令和 年 月 日）
- 返却確認（令和 年 月 日）

2. 申込者

（窓口） _____ 府省庁 _____ 局 _____ 課

氏名 _____ 電話（ _____ ）

e-mail _____

（利用部局） _____ 府省庁 _____ 局 _____ 課

氏名 _____ 電話（ _____ ）

e-mail _____

3. 利用希望年月日 令和 年 月 日（ ）

4. 返却予定年月日（館外の閲覧を希望する場合）令和 年 月 日（ ）

5. 利用目的・内容

・目的（ _____ ）

・内容（移管時の府省庁名も記載 _____ ）

通番	識別番号	特定歴史公文書等の名称	館記載欄
			返却確認
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			